

別紙様式第二十一号の七（第二百四十六条の三十三関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書 { 年 月 日から
年 月 日まで }

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

法第63条の9第1項又は第7項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 説明書類に記載する事項

- | |
|-------------------------|
| 1 別紙様式第二十一号の八に記載されている事項 |
| 2 事業報告書に記載されている事項 |

- (5) 株主総会決議事項の要旨

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

② 役員の状況

役 職 名	氏 名 又 は 名 称

③ 国内における代表者の状況

氏名、商号又は名称	住 所 又 は 所 在 地	電 話 番 号

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

(7) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名 又は名称	監 査 の 内 容

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他にしている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法第63条の12第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の八に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、海外投資家等特例業務に関連しない決議事項にあっては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（海外投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員の状況について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

- ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。
- 二 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所(以下(7)において「営業所等」という。)について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

10 法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

--

(注意事項)

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券		うち関係会社発行有価証券	
	百万円	百万円	百万円	百万円
割合		%		%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。④及び⑪において同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

- (11) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数		契約額	
		うち出資者が 非居住者のみ		うち出資者が 非居住者のみ
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計				

(11-2) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況
(電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。)

区分	ファンド数		契約額	
		うち出資者が 非居住者のみ		うち出資者が 非居住者のみ
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計				

(12) ファンドの状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。)

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	運用・募集・私募の別	
募集・私募の期間		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法第63条の8第2項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第63条の8第2項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第63条の8第2項第3号に掲げる者	名
	うち個人	名
	合 計	名

主な出資者の種別	種別		出資割合
	1		%
	2		%
	3		%
海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資割合	出資額		円
	出資割合		%
海外投資家等の状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	7	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円

	8	商号・名称又は氏名		
		区分		(号)
		出資額		円
	9	商号・名称又は氏名		
		区分		(号)
		出資額		円
	10	商号・名称又は氏名		
		区分		(号)
		出資額		円
ファンドの資産構成	区分		金額	備考
	現金		百万円	
	有価証券		百万円	
	うち非上場株式		百万円	
	デリバティブ資産		百万円	
	暗号等資産		百万円	
	合計		百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション		ショート・ポジション	
	百万円		百万円	
主な投資対象資産	区分			割合
	1			%
	2			%
	3			%
投資対象地域				
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方		取引額	備考
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	

総出資額	百万円 (百万円)		
純資産額	百万円		
純資産額（1年前）	百万円		
総資産額	百万円		
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	百万円	百万円
想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名

(注意事項)

- 1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資割合」、「海外投資家等の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1年前）」及び「総資産額」の欄を記載すれば足りる。
当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と海外投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「運用・募集・私募の別」の欄には、当期末時点において法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、当期において同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行った場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行った場合は「運用・私募」と記載すること。

- 6 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 7 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 8 「主な出資者の種別」の欄には、「国・日本銀行」、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（9において同じ。）。

「国・日本銀行」

法第2条第31項第2号又は第3号に掲げる者をいう。

「外国法人」

法第63条の8第2項第1号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

第246条の10第1項に規定する外国に住所を有する個人、令第17条の13の5第3項第1号若しくは第2号に掲げる者又は第246条の10第3項第4号若しくは第5号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下8及び9において「定義府令」という。）第10条第1項第1号及び第2号に掲げる者又は定義府令第23条第9号に掲げる者（居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下8において同じ。）に限る。）をいう。

「金融機関等」

定義府令第10条第1項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号及び第21号に掲げる者、定義府令第23条第2号から第5号までに掲げる者（居住者に限る。）又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第17条の13の5第3項第3号に掲げる者、定義府令第10条第1項第20号、第23号イ若しくは第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者に限る。）又は定義府令第23条第1号若しくは第6号から第8号までに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」

第246条の10第2項第2号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

- 9 「海外投資家等の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。「区分」の欄には、各海外投資家等に関し、出資者の種別を記載すること。

また、法第63条の8第2項各号のいずれに該当するかを括弧書で記載すること。

- 10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

- 11 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下11において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

- 12 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

- 13 「投資対象地域」の欄には、投資対象資産が存在する地域（日本、北米等）を記載すること。

- 14 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

- 15 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

- 16 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。
- 17 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。
- 18 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。
- 19 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- (12-2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	運用・募集・私募の別	
募集・私募の期間		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法第63条の8第2項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第63条の8第2項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第63条の8第2項第3号に掲げる者	名
	うち個人	名
	合 計	名

主な出資者の種別	種別		出資割合
	1		%
	2		%
	3		%
海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資割合	出資額		円
	出資割合		%
海外投資家等の状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	7	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	8	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円

	9	商号・名称又は氏名		
		区分		(号)
		出資額		円
	10	商号・名称又は氏名		
		区分		(号)
		出資額		円
ファンドの資産構成	区分		金額	備考
	現金		百万円	
	有価証券		百万円	
	うち非上場株式		百万円	
	デリバティブ資産		百万円	
	暗号等資産		百万円	
	合計		百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション		ショート・ポジション	
	百万円		百万円	
主な投資対象資産	区分			割合
	1			%
	2			%
	3			%
投資対象地域				
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方		取引額	備考
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
総出資額	百万円 (百万円)			
純資産額	百万円			
純資産額（1年前）	百万円			

総資産額	百万円		
配当額（分配額）	配当等利回り	直近 1 年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	百万円	百万円
想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名

（注意事項）

⑫の注意事項に準じて記載すること。

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。